

# COP17後の温暖化対策

(5)ドーハCOP18・COP/MOP8報告

●WWFジャパン 気候変動・エネルギープロジェクトリーダー 小西 雅子



気候変動に関する国連会議 COP18・COP/MOP8が、2012年11月26日～12月7日の日程でカタール・ドーハにおいて開催された。先進国と途上国の間に歴然たる差異を設けていた京都議定書体制から、すべての国を対象とした新しい枠組みの交渉体制にスムーズに移行できるかどうかの試金石であった今回の会議は、最後まで予断を許さない交渉が続いたが、会期を一日延長した夕方になんとか「ドーハ・クライメート・ゲートウェイ」と名付けた一連の決定に合意した。

## 2020年までの取り組みと 2020年以降の枠組み

2011年の南アフリカ・ダーバンCOP17・COP/MOP7で採択されたダーバン合意によって、すべての国を対象とした新しい法的枠組み（以下「2015年合意」）を2015年に採択し、2020年から運用を開始することになった。しかし新しい枠組みが始まる2020年までの温暖化の取り組みについては、京都議定書の第2約束期間の実施、およびEUとノルウェー、スイス（以下「欧州」）、オーストラリア以外の先進国と途上国が温室効果ガス排出削減行動を自主的に掲げているにすぎないカンクン合意によって実施されることになった。



中東で開催されるのは初めてのCOP。議長はじめ会場にもアラブの民族衣装が溢れ、エキゾチックな雰囲気



会議場と月～アラビアンナイト



ドーハではじめて行われた気候変動対策を訴えるマーチにWWFの各国オフィサーも参加

そのため今回の会議では、2015年合意までの道筋を、どのような作業計画で進めるかについて決めると共に、2020年までの排出削減に向けた取り組みの詳細について最終的に決定し、2013年1月1日からは合意された内容を直ちに実施できるようにすることが焦点だった。

## かろうじて京都議定書 第2約束期間がスタート

会議初日に、オーストラリアが京都議定書第2約束期間に数値目標を持つことを宣言し、会場から拍手を浴びた。対照的にニュージーランドは、日本やロシアと同様に京都議定書の下での数値目標を拒否し、最終的に欧州とオーストラリアだけが残って、京都議定書の第2約束期間（2013～2020年）



削減目標も資金援助もないとして、環境NGO700団体から交渉を妨げる国に贈られる「化石賞」を受賞した日本

がかりうじてスタートできることになった。なお、第2約束期間に目標を持たない国は、CDMの削減クレジットを移転・獲得することができなくなった。

## 2020年までの取り組みについて： 資金援助が焦点

欧州とオーストラリア以外の先進国は、2020年まではカンクン合意の下で途上国と一緒に自主的な削減目標と行動を掲げて、取り組みを進めていくことになる。途上国は先進国から資金と技術支援があるという前提で削減行動を行うことがカンクン合意の中で明確に定められており、2009年のコペンハーゲンCOP15において、先進国は2020年に1000億ドルを動員することに合意した。しかし未だにその手段も何も決まっておらず、ましてや2013年から直ちに必要となる資金についても、先進国から提供がないまま迎えたCOP18では、途上国は不信任感を募らせ、2015年合意に向けた作業計画など他の重要な論点の交渉も、この資金問題のために滞る事態となった。

アメリカは資金供与をせず、日本も「切れ目なく支援を継続する」と述べるにとどまったが、イギリスが単独で資金提供を表明し、続いてデンマーク、フランスなどヨーロッパ数カ国が資金支援を約束した。合計すると2013年に約90億ドル（2012年12月9日時点でのWWF試算）となり、事態はやや改善してきた。

最終的に2020年時点で供与される資金に

ついて検討する作業部会を2013年中にも行い、2013～2015年の3年間の援助資金の規模について、少なくとも2012年までに抛出された短期資金（336億ドル）の水準以上をめざして努力することで決着した。

## 2015年合意について： すべての国を対象とした枠組みを

今回のCOPの最大の課題は、新枠組に向けて2015年までに何をどのように議論していくか、作業計画を決めることだった。2020年に発効する新枠組は「すべての国」を対象とするため、今まで歴史的な排出責任を元に、先進国だけに法的拘束力のある削減目標を課していた京都議定書体制からの移行を意味する。そのため新しい「衡平性」のあり方の議論を進めることが不可欠だったが、最終的には非常に弱められ、なんとか「衡平性」を話しあう余地だけを残した形になってしまった。それでも2020年の削減目標を引き上げていくための契機となる項目はぎりぎり残った。2014年のCOP20までに交渉の要素を整理し、2015年5月までに交渉文書をまとめるとの作業計画が合意されている。

これをもって今後の温暖化の国際交渉は、今まで京都議定書と条約の下の二つに分かれていた作業部会が終了し、2015年合意の特別作業部会に一本化されることになった。

## 日本の交渉姿勢と求められる実行力

日本は、2020年以降のすべての国を対象とした新しい枠組みを支持するとして交渉に臨んだが、自らの2020年目標について国際社会への説明もなかった。一方、資金援助の議論には消極的で、2010年から2012年に抛出した資金の報告は行ったが、2013年以降には資金抛出額を約束せず、結果として交渉の進展には寄与できなかった。早く国内の温暖化対策を進めて、積極的な姿勢で2015年合意の国際交渉に臨むことを願う。📌